

真庭市地域防災計画
(地震災害対策編)

新旧対照表

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																																						
2	4	-	3 計画の構成 この計画は、「地震災害予防計画」「地震災害応急対策計画」及び「地震災害復旧・復興計画」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。（真庭市地域防災計画（地震 被害 対策編））。	3 計画の構成 この計画は、「地震災害予防計画」「地震災害応急対策計画」及び「地震災害復旧・復興計画」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。（真庭市地域防災計画（地震 災害 対策編））。	表現の適正化																																																																						
2	23	-	第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 本計画における防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱は、「風水害等対策編第1編第3章 防災関係機関の責務 と処理すべき事務または業務の大綱」に定めるところによる。	第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 本計画における防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱は、「風水害等対策編第1編第2章 各機関の実施責任 と処理すべき事務または業務の大綱」に定めるところによる。	表現の適正化																																																																						
3	15	図	(1) 各断層の位置 松江南方地震	(1) 各断層の位置 松江南方の地震	表現の適正化																																																																						
4	1	表	(2) 1 2断層の概要 <table><tr><th>断層名</th><th>地震の規模</th><th>断層規模(延長・震度)</th><th>断層の調査・推計機関</th></tr><tr><td>山崎断層帯</td><td>M 8.0</td><td>L= 80km W=18km</td><td>国（地震調査研究推進本部）</td></tr><tr><td>那岐山断層帯</td><td>M 7.6</td><td>L= 32km W=26km</td><td>国（地震調査研究推進本部）</td></tr><tr><td>中央構造断層帯</td><td>M 8.0</td><td>L=132km W=24km</td><td>国（地震調査研究推進本部）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> ※地震の規模欄は M はマグニチュード	断層名	地震の規模	断層規模(延長・震度)	断層の調査・推計機関	山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）	那岐山断層帯	M 7.6	L= 32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）	中央構造断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) 1 2断層の概要 <table><tr><th>断層名</th><th>地震の規模</th><th>断層規模(長さ・幅)</th><th>断層の調査・推計機関</th></tr><tr><td>山崎断層帯</td><td>M 8.0</td><td>L= 80km W=18km</td><td>国（地震調査研究推進本部）</td></tr><tr><td>那岐山断層帯</td><td>M 7.3</td><td>L= 32km W=26km</td><td>国（地震調査研究推進本部）</td></tr><tr><td>中央構造線断層帯</td><td>M 8.0</td><td>L=132km W=24km</td><td>国（地震調査研究推進本部）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> ※地震の規模欄の M はマグニチュード	断層名	地震の規模	断層規模(長さ・幅)	断層の調査・推計機関	山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）	那岐山断層帯	M 7.3	L= 32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）	中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）	(略)	(略)	(略)	(略)	表現の適正化 数値の修正（県断層型地震被害想定の数値と統一）																														
断層名	地震の規模	断層規模(延長・震度)	断層の調査・推計機関																																																																								
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）																																																																								
那岐山断層帯	M 7.6	L= 32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）																																																																								
中央構造断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
断層名	地震の規模	断層規模(長さ・幅)	断層の調査・推計機関																																																																								
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）																																																																								
那岐山断層帯	M 7.3	L= 32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）																																																																								
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
4	5	表	(1) 各断層型地震の概要 <table><tr><th>断層名</th><th>山崎断層帯(※)</th><th>那岐山断層帯(※)</th><th>中央構造断層帯(※)</th><th>長者ヶ原－芳井断層</th><th>倉吉南方の推定断層</th><th>大立断層・田代峠－布江断層</th></tr><tr><td>マグニチュード</td><td>8.0</td><td>7.6</td><td>8.0</td><td>7.4</td><td>7.2</td><td>7.2</td></tr><tr><td>発生確率</td><td>ほぼ0～1%</td><td>0.06～0.1%</td><td>ほぼ0～0.3%</td><td>0.09%</td><td>推計していない</td><td>推計していない</td></tr><tr><td>県内最大震度</td><td>6強</td><td>6強</td><td>6弱</td><td>6強</td><td>6強</td><td>6強</td></tr><tr><td>震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)</td><td>津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西栗倉村</td><td>津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町</td><td>岡山市 倉敷市 笠岡市</td><td>岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町</td><td>真庭市 鏡野町</td><td>津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町</td></tr></table>	断層名	山崎断層帯(※)	那岐山断層帯(※)	中央構造断層帯(※)	長者ヶ原－芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠－布江断層	マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2	発生確率	ほぼ0～1%	0.06～0.1%	ほぼ0～0.3%	0.09%	推計していない	推計していない	県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強	震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西栗倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町	(1) 各断層型地震の概要 <table><tr><th>断層名</th><th>※山崎断層帯</th><th>※那岐山断層帯</th><th>※中央構造線断層帯</th><th>長者ヶ原－芳井断層</th><th>倉吉南方の推定断層</th><th>大立断層・田代峠</th></tr><tr><td>規模(M)</td><td>8.0</td><td>7.3</td><td>8.0</td><td>7.4</td><td>7.2</td><td>7.2</td></tr><tr><td>発生確率(%)</td><td>ほぼ0～1</td><td>0.06～0.1</td><td>ほぼ0～0.3</td><td>0.09%</td><td colspan="2">推計していない</td></tr><tr><td>県内最大震度</td><td>6強</td><td>6強</td><td>6弱</td><td>6強</td><td>6強</td><td>6強</td></tr><tr><td>震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)</td><td>津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西栗倉村</td><td>津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町</td><td>岡山市 倉敷市 笠岡市</td><td>岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町</td><td>真庭市 鏡野町</td><td>津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町</td></tr></table>	断層名	※山崎断層帯	※那岐山断層帯	※中央構造線断層帯	長者ヶ原－芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠	規模(M)	8.0	7.3	8.0	7.4	7.2	7.2	発生確率(%)	ほぼ0～1	0.06～0.1	ほぼ0～0.3	0.09%	推計していない		県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強	震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西栗倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町	表現の適正化
断層名	山崎断層帯(※)	那岐山断層帯(※)	中央構造断層帯(※)	長者ヶ原－芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠－布江断層																																																																					
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2																																																																					
発生確率	ほぼ0～1%	0.06～0.1%	ほぼ0～0.3%	0.09%	推計していない	推計していない																																																																					
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強																																																																					
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西栗倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町																																																																					
断層名	※山崎断層帯	※那岐山断層帯	※中央構造線断層帯	長者ヶ原－芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠																																																																					
規模(M)	8.0	7.3	8.0	7.4	7.2	7.2																																																																					
発生確率(%)	ほぼ0～1	0.06～0.1	ほぼ0～0.3	0.09%	推計していない																																																																						
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強																																																																					
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西栗倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町																																																																					
5	1	表	<table><tr><th>断層名</th><th>鳥取県西部地震</th><th>鹿野・吉岡断層</th><th>長尾断層(※)</th><th>宍道湖南方の地震</th><th>松江南方の地震</th><th>宍道断層</th></tr><tr><td>マグニチュード</td><td>7.3</td><td>7.2</td><td>7.1</td><td>7.3</td><td>7.3</td><td>7.1</td></tr><tr><td>発生確率</td><td>推計していない</td><td>推計していない</td><td>ほぼ0%</td><td>推計していない</td><td>推計していない</td><td>0.1%</td></tr><tr><td>県内最大震度</td><td>6強</td><td>5強</td><td>5弱</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)</td><td>新見市 真庭市 新庄村</td><td colspan="5">県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。</td></tr></table>	断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層(※)	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層	マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1	発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%	県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4	震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。					<table><tr><th>断層名</th><th>鳥取県西部地震</th><th>鹿野・吉岡断層</th><th>※長尾断層</th><th>宍道湖南方の地震</th><th>松江南方の地震</th><th>宍道断層</th></tr><tr><td>規模(M)</td><td>7.3</td><td>7.2</td><td>7.1</td><td>7.3</td><td>7.3</td><td>7.1</td></tr><tr><td>発生確率(%)</td><td colspan="2">推計していない</td><td>ほぼ0</td><td colspan="2">推計していない</td><td>0.1</td></tr><tr><td>県内最大震度</td><td>6強</td><td>5強</td><td>5弱</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)</td><td>新見市 真庭市 新庄村</td><td colspan="5">県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。</td></tr></table>	断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	※長尾断層	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層	規模(M)	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1	発生確率(%)	推計していない		ほぼ0	推計していない		0.1	県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4	震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。					表現の適正化
断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層(※)	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層																																																																					
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1																																																																					
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%																																																																					
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4																																																																					
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。																																																																									
断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	※長尾断層	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層																																																																					
規模(M)	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1																																																																					
発生確率(%)	推計していない		ほぼ0	推計していない		0.1																																																																					
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4																																																																					
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。																																																																									

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																				
5	3	-	3 発生確率は今後の30年間に地震が発生する確率（地震調査推計研究本部、産業技術総合研究所）	3 発生確率は今後の30年間に地震が発生する確率（地震調査研究推進本部、産業技術総合研究所）	機関名の修正																																				
7	19	表	(4) 長者ヶ原－芳井断層の地震 (略) 建物全壊(棟) 865	(4) 長者ヶ原－芳井断層の地震 (略) 建物全壊(棟) 856	数値の変更																																				
10	17	-	1 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について（平成24年度） (略) 既に、昭和南海地震が起きてから70年以上経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、70～80%程度とされており、その発生が危惧されるところである。 (略)	1 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について（平成24年度） (略) 既に、昭和南海地震が起きてから70年以上経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70～80%とされており、その発生が危惧されるところである。 (略)	表現の適正化																																				
14	4	表	1 地震による被害 [南海トラフの巨大地震による各市町村ごとの最大震度一覧] <table><tr><td>鏡野町</td><td>5 弱</td></tr><tr><td>真庭市</td><td>5 強</td></tr><tr><td>奈義町</td><td>5 弱</td></tr></table>	鏡野町	5 弱	真庭市	5 強	奈義町	5 弱	1 地震による被害 [南海トラフの巨大地震による各市町村ごとの最大震度一覧] <table><tr><td>鏡野町</td><td>5 弱</td></tr><tr><td>勝央町</td><td>5 強</td></tr><tr><td>奈義町</td><td>5 弱</td></tr></table>	鏡野町	5 弱	勝央町	5 強	奈義町	5 弱	表現の適正化																								
鏡野町	5 弱																																								
真庭市	5 強																																								
奈義町	5 弱																																								
鏡野町	5 弱																																								
勝央町	5 強																																								
奈義町	5 弱																																								
16	6	-	第4項 岡山県の液状化危険度分布図 (略) ※ 使用したボーリングデータ等について 震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成24年3月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成したものであり、本県で収集した過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映していない。	第4項 岡山県の液状化危険度分布図 (略) ※ 使用したボーリングデータ等について 震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成24年3月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成したものであり、岡山県で収集した過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映していない。	表現の適正化																																				
17	3	表	1. 建物被害（被害が最大となるもの：③冬・18時） <table><tr><th>項 目</th><th>市</th><th>県</th></tr><tr><td>揺れによる全壊</td><td>0</td><td>4,690</td></tr><tr><td>液状化による全壊</td><td>1</td><td>1,036</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による全壊</td><td>0</td><td>221</td></tr><tr><td>地震火災による消失</td><td>0</td><td>3,901</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1</td><td>9,848</td></tr></table>	項 目	市	県	揺れによる全壊	0	4,690	液状化による全壊	1	1,036	急傾斜地崩壊による全壊	0	221	地震火災による消失	0	3,901	合 計	1	9,848	1. 建物被害（被害が最大となるもの：③冬・18時） <table><tr><th>項 目</th><th>市</th><th>県</th></tr><tr><td>揺れによる全壊</td><td>0</td><td>4,690</td></tr><tr><td>液状化による全壊</td><td>1</td><td>1,036</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による全壊</td><td>0</td><td>221</td></tr><tr><td>地震火災による焼失</td><td>0</td><td>3,911</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1</td><td>9,858</td></tr></table>	項 目	市	県	揺れによる全壊	0	4,690	液状化による全壊	1	1,036	急傾斜地崩壊による全壊	0	221	地震火災による焼失	0	3,911	合 計	1	9,858	表現の適正化
項 目	市	県																																							
揺れによる全壊	0	4,690																																							
液状化による全壊	1	1,036																																							
急傾斜地崩壊による全壊	0	221																																							
地震火災による消失	0	3,901																																							
合 計	1	9,848																																							
項 目	市	県																																							
揺れによる全壊	0	4,690																																							
液状化による全壊	1	1,036																																							
急傾斜地崩壊による全壊	0	221																																							
地震火災による焼失	0	3,911																																							
合 計	1	9,858																																							

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																							
17	6	表	2. 人的被害 ア 死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜） <table><thead><tr><th>項 目</th><th>市</th><th>県</th></tr></thead><tbody><tr><td>建物倒壊による死者</td><td>0</td><td>305</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による死者</td><td>0</td><td>20</td></tr><tr><td>地震火災による死者</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>屋外落下物等</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>0</td><td>325</td></tr></tbody></table>	項 目	市	県	建物倒壊による死者	0	305	急傾斜地崩壊による死者	0	20	地震火災による死者	0	0	屋外落下物等	0	0	合 計	0	325	2. 人的被害 ア 死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜） <table><thead><tr><th>項 目</th><th>市</th><th>県</th></tr></thead><tbody><tr><td>建物倒壊による死者</td><td>0</td><td>305</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による死者</td><td>0</td><td>20</td></tr><tr><td>地震火災による死者</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>屋外転倒物・落下物による死者</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>屋内転倒・落下物による死者</td><td>0</td><td>57</td></tr><tr><td>合 計</td><td>0</td><td>382</td></tr></tbody></table>	項 目	市	県	建物倒壊による死者	0	305	急傾斜地崩壊による死者	0	20	地震火災による死者	0	0	屋外転倒物・落下物による死者	0	0	屋内転倒・落下物による死者	0	57	合 計	0	382	表現の適正化
項 目	市	県																																										
建物倒壊による死者	0	305																																										
急傾斜地崩壊による死者	0	20																																										
地震火災による死者	0	0																																										
屋外落下物等	0	0																																										
合 計	0	325																																										
項 目	市	県																																										
建物倒壊による死者	0	305																																										
急傾斜地崩壊による死者	0	20																																										
地震火災による死者	0	0																																										
屋外転倒物・落下物による死者	0	0																																										
屋内転倒・落下物による死者	0	57																																										
合 計	0	382																																										
17	8	表	イ 負傷者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜） <table><thead><tr><th>項 目</th><th>市</th><th>県</th></tr></thead><tbody><tr><td>建物倒壊による死者</td><td>1</td><td>7,534</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による死者</td><td>0</td><td>25</td></tr><tr><td>地震火災による死者</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>屋外落下物等</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1</td><td>7,561</td></tr></tbody></table>	項 目	市	県	建物倒壊による死者	1	7,534	急傾斜地崩壊による死者	0	25	地震火災による死者	0	2	屋外落下物等	0	0	合 計	1	7,561	イ 負傷者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜） <table><thead><tr><th>項 目</th><th>市</th><th>県</th></tr></thead><tbody><tr><td>建物倒壊による負傷者</td><td>1</td><td>7,534</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による負傷者</td><td>0</td><td>25</td></tr><tr><td>地震火災による負傷者</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>屋外転倒物・落下物による負傷者</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>屋内転倒・落下物による負傷者</td><td>6</td><td>1,441</td></tr><tr><td>合 計</td><td>7</td><td>9,002</td></tr></tbody></table>	項 目	市	県	建物倒壊による負傷者	1	7,534	急傾斜地崩壊による負傷者	0	25	地震火災による負傷者	0	2	屋外転倒物・落下物による負傷者	0	0	屋内転倒・落下物による負傷者	6	1,441	合 計	7	9,002	表現の適正化
項 目	市	県																																										
建物倒壊による死者	1	7,534																																										
急傾斜地崩壊による死者	0	25																																										
地震火災による死者	0	2																																										
屋外落下物等	0	0																																										
合 計	1	7,561																																										
項 目	市	県																																										
建物倒壊による負傷者	1	7,534																																										
急傾斜地崩壊による負傷者	0	25																																										
地震火災による負傷者	0	2																																										
屋外転倒物・落下物による負傷者	0	0																																										
屋内転倒・落下物による負傷者	6	1,441																																										
合 計	7	9,002																																										

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																				
18	2	表	3. ライフライン被害 ア 県想定 <table><tr><th></th><th>区分</th><th colspan="3">被災直後</th><th colspan="2">被災 1 日後</th><th colspan="2">被災 1 週間後</th><th colspan="2">被災 1 ヶ月後</th></tr><tr><th rowspan="3">上水道 (千人)</th><th>給水人口</th><th>断水人口</th><th>率</th><th>断水人口</th><th>率</th><th>断水人口</th><th>率</th><th>断水人口</th><th>率</th></tr><tr><td>県 約 1,945</td><td>約 933</td><td>48</td><td>約 525</td><td>27</td><td>約 283</td><td>15</td><td>約 14</td><td>1</td></tr><tr><td>市 約 49</td><td>約 2</td><td>3</td><td>約 2</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><th rowspan="3">下水道 (千人)</th><th>支障人口</th><th>支障人口</th><th>率</th><th>支障人口</th><th>率</th><th>支障人口</th><th>率</th><th>支障人口</th><th>率</th></tr><tr><td>県 約 1,193</td><td>約 1,017</td><td>85</td><td>約 402</td><td>34</td><td>約 399</td><td>33</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>市 約 15</td><td>約 2</td><td>13</td><td>約 0.01</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><th rowspan="3">電 力 (軒)</th><th>電灯軒数</th><th>停電軒数</th><th>率</th><th>停電軒数</th><th>率</th><th>停電軒数</th><th>率</th><th>停電軒数</th><th>率</th></tr><tr><td>県 約 1,163</td><td>約 906</td><td>78</td><td>約 23</td><td>2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>市 約 35</td><td>約 5</td><td>13</td><td>約 0.001</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><th rowspan="2">固定電話 (回線)</th><th>需要家数</th><th>停止戸数</th><th>率</th><th>停止戸数</th><th>率</th><th>停止戸数</th><th>率</th><th>停止戸数</th><th>率</th></tr><tr><td>県 約 116</td><td>約 31</td><td>26</td><td>約 29</td><td>25</td><td>約 22</td><td>19</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		区分	被災直後			被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後		上水道 (千人)	給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	県 約 1,945	約 933	48	約 525	27	約 283	15	約 14	1	市 約 49	約 2	3	約 2	3	—	—	—	—	下水道 (千人)	支障人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	県 約 1,193	約 1,017	85	約 402	34	約 399	33	—	—	市 約 15	約 2	13	約 0.01	1	—	—	—	—	電 力 (軒)	電灯軒数	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率	県 約 1,163	約 906	78	約 23	2	—	—	—	—	市 約 35	約 5	13	約 0.001	0	—	—	—	—	固定電話 (回線)	需要家数	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率	県 約 116	約 31	26	約 29	25	約 22	19	—	—	3. ライフライン被害 ア 県想定 <table><tr><th></th><th>区分</th><th colspan="3">被災直後</th><th colspan="2">被災 1 日後</th><th colspan="2">被災 1 週間後</th><th colspan="2">被災 1 ヶ月後</th></tr><tr><th rowspan="3">上水道 (千人)</th><th>給水人口</th><th>断水人口</th><th>率</th><th>断水人口</th><th>率</th><th>断水人口</th><th>率</th><th>断水人口</th><th>率</th></tr><tr><td>県 約 1,945</td><td>約 933</td><td>48</td><td>約 525</td><td>27</td><td>約 283</td><td>15</td><td>約 14</td><td>1</td></tr><tr><td>市 約 49</td><td>約 2</td><td>3</td><td>約 2</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><th rowspan="3">下水道 (千人)</th><th>支障人口</th><th>支障人口</th><th>率</th><th>支障人口</th><th>率</th><th>支障人口</th><th>率</th><th>支障人口</th><th>率</th></tr><tr><td>県 約 1,193</td><td>約 1,017</td><td>85</td><td>約 402</td><td>34</td><td>約 399</td><td>33</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>市 約 15</td><td>約 2</td><td>13</td><td>約 0.2</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><th rowspan="3">電 力 (千軒)</th><th>電灯軒数</th><th>停電軒数</th><th>率</th><th>停電軒数</th><th>率</th><th>停電軒数</th><th>率</th><th>停電軒数</th><th>率</th></tr><tr><td>県 約 1,163</td><td>約 906</td><td>78</td><td>約 23</td><td>2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>市 約 35</td><td>約 5</td><td>13</td><td>約 0.002</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><th rowspan="2">固定電話 (千回線)</th><th>需要家数</th><th>不通回線</th><th>率</th><th>不通回線</th><th>率</th><th>不通回線</th><th>率</th><th>不通回線</th><th>率</th></tr><tr><td>県 約 444</td><td>約 346</td><td>78</td><td>約 8</td><td>2</td><td>約 4</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		区分	被災直後			被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後		上水道 (千人)	給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	県 約 1,945	約 933	48	約 525	27	約 283	15	約 14	1	市 約 49	約 2	3	約 2	3	—	—	—	—	下水道 (千人)	支障人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	県 約 1,193	約 1,017	85	約 402	34	約 399	33	—	—	市 約 15	約 2	13	約 0.2	1	—	—	—	—	電 力 (千軒)	電灯軒数	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率	県 約 1,163	約 906	78	約 23	2	—	—	—	—	市 約 35	約 5	13	約 0.002	0	—	—	—	—	固定電話 (千回線)	需要家数	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率	県 約 444	約 346	78	約 8	2	約 4	1	—	—	表現の適正化
	区分	被災直後			被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後																																																																																																																																																																																																																																
上水道 (千人)	給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率																																																																																																																																																																																																																																
	県 約 1,945	約 933	48	約 525	27	約 283	15	約 14	1																																																																																																																																																																																																																																
	市 約 49	約 2	3	約 2	3	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
下水道 (千人)	支障人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率																																																																																																																																																																																																																																
	県 約 1,193	約 1,017	85	約 402	34	約 399	33	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	市 約 15	約 2	13	約 0.01	1	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
電 力 (軒)	電灯軒数	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率																																																																																																																																																																																																																																
	県 約 1,163	約 906	78	約 23	2	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	市 約 35	約 5	13	約 0.001	0	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
固定電話 (回線)	需要家数	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率																																																																																																																																																																																																																																
	県 約 116	約 31	26	約 29	25	約 22	19	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	区分	被災直後			被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後																																																																																																																																																																																																																																
上水道 (千人)	給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率																																																																																																																																																																																																																																
	県 約 1,945	約 933	48	約 525	27	約 283	15	約 14	1																																																																																																																																																																																																																																
	市 約 49	約 2	3	約 2	3	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
下水道 (千人)	支障人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率																																																																																																																																																																																																																																
	県 約 1,193	約 1,017	85	約 402	34	約 399	33	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	市 約 15	約 2	13	約 0.2	1	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
電 力 (千軒)	電灯軒数	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率																																																																																																																																																																																																																																
	県 約 1,163	約 906	78	約 23	2	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	市 約 35	約 5	13	約 0.002	0	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
固定電話 (千回線)	需要家数	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率																																																																																																																																																																																																																																
	県 約 444	約 346	78	約 8	2	約 4	1	—	—																																																																																																																																																																																																																																
18	9	表	4. 交通施設被害（県全体） ア 道路（緊急輸送道路） (単位：箇所) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">緊急輸送道路</th><th colspan="3">被害箇所数</th></tr><tr><th>浸水区域外</th><th>浸水区域内</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="3">第 1 次</td><td></td><td>4 0</td><td>8</td><td>4 8</td></tr><tr><td>高速道路</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>高速道路以外</td><td>4 0</td><td>8</td><td>4 8</td></tr><tr><td>第 2 次</td><td></td><td>2 6</td><td>8</td><td>3 4</td></tr><tr><td>第 3 次</td><td></td><td>1 0</td><td>4</td><td>1 4</td></tr><tr><td>全 体</td><td></td><td>7 5</td><td>2 0</td><td>9 5</td></tr></table>	緊急輸送道路		被害箇所数			浸水区域外	浸水区域内	計	第 1 次		4 0	8	4 8	高速道路	—	—	—	高速道路以外	4 0	8	4 8	第 2 次		2 6	8	3 4	第 3 次		1 0	4	1 4	全 体		7 5	2 0	9 5	4. 交通施設被害（県全体） ア 道路（緊急輸送道路区分） (単位：箇所) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">緊急輸送道路</th><th colspan="3">被害箇所数</th></tr><tr><th>浸水区域外</th><th>浸水区域内</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="3">第 1 次</td><td></td><td>4 0</td><td>8</td><td>4 8</td></tr><tr><td>高速道路</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>高速道路以外</td><td>4 0</td><td>8</td><td>4 8</td></tr><tr><td>第 2 次</td><td></td><td>2 6</td><td>8</td><td>3 4</td></tr><tr><td>第 3 次</td><td></td><td>1 0</td><td>4</td><td>1 4</td></tr><tr><td>全 体</td><td></td><td>7 5</td><td>2 0</td><td>9 5</td></tr></table> ※ 被害箇所数は小数第 1 位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。	緊急輸送道路		被害箇所数			浸水区域外	浸水区域内	計	第 1 次		4 0	8	4 8	高速道路	—	—	—	高速道路以外	4 0	8	4 8	第 2 次		2 6	8	3 4	第 3 次		1 0	4	1 4	全 体		7 5	2 0	9 5	表現の適正化 説明を追記																																																																																																																																																												
緊急輸送道路		被害箇所数																																																																																																																																																																																																																																							
		浸水区域外	浸水区域内	計																																																																																																																																																																																																																																					
第 1 次		4 0	8	4 8																																																																																																																																																																																																																																					
	高速道路	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
	高速道路以外	4 0	8	4 8																																																																																																																																																																																																																																					
第 2 次		2 6	8	3 4																																																																																																																																																																																																																																					
第 3 次		1 0	4	1 4																																																																																																																																																																																																																																					
全 体		7 5	2 0	9 5																																																																																																																																																																																																																																					
緊急輸送道路		被害箇所数																																																																																																																																																																																																																																							
		浸水区域外	浸水区域内	計																																																																																																																																																																																																																																					
第 1 次		4 0	8	4 8																																																																																																																																																																																																																																					
	高速道路	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
	高速道路以外	4 0	8	4 8																																																																																																																																																																																																																																					
第 2 次		2 6	8	3 4																																																																																																																																																																																																																																					
第 3 次		1 0	4	1 4																																																																																																																																																																																																																																					
全 体		7 5	2 0	9 5																																																																																																																																																																																																																																					

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																																					
19	5	表	5. 生活支障等 ア 避難者 <table><tr><td></td><td></td><td>地震直後</td><td>1 日後</td><td>1 週間後</td><td>1 ヶ月後</td></tr><tr><td rowspan="3">県</td><td>避難者数(人)</td><td>342,000</td><td>342,000</td><td>170,000</td><td>116,000</td></tr><tr><td>避難所避難</td><td>225,000</td><td>225,000</td><td>116,000</td><td>35,000</td></tr><tr><td>避難所外避難</td><td>117,000</td><td>117,000</td><td>54,000</td><td>81,000</td></tr><tr><td rowspan="3">市</td><td>避難者数(人)</td><td>19</td><td>19</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>避難所避難</td><td>11</td><td>11</td><td>10</td><td>6</td></tr><tr><td>避難所外避難</td><td>8</td><td>8</td><td>10</td><td>13</td></tr></table>			地震直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	県	避難者数(人)	342,000	342,000	170,000	116,000	避難所避難	225,000	225,000	116,000	35,000	避難所外避難	117,000	117,000	54,000	81,000	市	避難者数(人)	19	19	20	19	避難所避難	11	11	10	6	避難所外避難	8	8	10	13	5. 生活支障等 ア 避難者 <table><tr><td></td><td></td><td>1 日後</td><td>1 週間後</td><td>1 ヶ月後</td></tr><tr><td rowspan="3">岡山県</td><td>避難者数(人)</td><td>84,775</td><td>130,156</td><td>74,075</td></tr><tr><td>避難所避難</td><td>52,572</td><td>66,829</td><td>22,222</td></tr><tr><td>避難所外避難</td><td>32,202</td><td>63,327</td><td>51,852</td></tr><tr><td rowspan="3">真庭市</td><td>避難者数(人)</td><td>19</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>避難所避難</td><td>11</td><td>10</td><td>6</td></tr><tr><td>避難所外避難</td><td>8</td><td>10</td><td>13</td></tr></table>			1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	岡山県	避難者数(人)	84,775	130,156	74,075	避難所避難	52,572	66,829	22,222	避難所外避難	32,202	63,327	51,852	真庭市	避難者数(人)	19	20	19	避難所避難	11	10	6	避難所外避難	8	10	13	表現の適正化
		地震直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後																																																																					
県	避難者数(人)	342,000	342,000	170,000	116,000																																																																					
	避難所避難	225,000	225,000	116,000	35,000																																																																					
	避難所外避難	117,000	117,000	54,000	81,000																																																																					
市	避難者数(人)	19	19	20	19																																																																					
	避難所避難	11	11	10	6																																																																					
	避難所外避難	8	8	10	13																																																																					
		1 日後	1 週間後	1 ヶ月後																																																																						
岡山県	避難者数(人)	84,775	130,156	74,075																																																																						
	避難所避難	52,572	66,829	22,222																																																																						
	避難所外避難	32,202	63,327	51,852																																																																						
真庭市	避難者数(人)	19	20	19																																																																						
	避難所避難	11	10	6																																																																						
	避難所外避難	8	10	13																																																																						
19	9	表	イ 帰宅困難者 <table><tr><td>区分</td><td>帰宅困難者</td><td>コメント</td></tr><tr><td>真庭市</td><td>2,000</td><td></td></tr><tr><td>岡山県</td><td>141,000</td><td>うち約 12 万人が通勤通学者、約 2 万人がその他、買い物・観光客等である。</td></tr></table>	区分	帰宅困難者	コメント	真庭市	2,000		岡山県	141,000	うち約 12 万人が通勤通学者、約 2 万人がその他、買い物・観光客等である。	イ 帰宅困難者 <table><tr><td></td><td colspan="2">帰宅困難者</td><td colspan="2">買い物客等</td></tr><tr><td></td><td>従来の帰宅困難率</td><td>新しい帰宅困難率</td><td>従来の帰宅困難率</td><td>新しい帰宅困難率</td></tr><tr><td>真庭市</td><td>2,116</td><td>1,220</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>岡山県</td><td>140,823</td><td>133,882</td><td>18,748</td><td>18,902</td></tr><tr><td colspan="5">従来の帰宅困難率： 帰宅距離10km 以内の人は全員が帰宅可能 20km 以上の人は全員が帰宅困難 その間は1km 長くなるごとに帰宅可能性が10%ずつ低減 新しい帰宅困難率： (帰宅困難率%)＝ (0.0218×外出距離km) ×100</td></tr></table>		帰宅困難者		買い物客等			従来の帰宅困難率	新しい帰宅困難率	従来の帰宅困難率	新しい帰宅困難率	真庭市	2,116	1,220	0	0	岡山県	140,823	133,882	18,748	18,902	従来の帰宅困難率： 帰宅距離10km 以内の人は全員が帰宅可能 20km 以上の人は全員が帰宅困難 その間は1km 長くなるごとに帰宅可能性が10%ずつ低減 新しい帰宅困難率： (帰宅困難率%)＝ (0.0218×外出距離km) ×100					表現の適正化																																			
区分	帰宅困難者	コメント																																																																								
真庭市	2,000																																																																									
岡山県	141,000	うち約 12 万人が通勤通学者、約 2 万人がその他、買い物・観光客等である。																																																																								
	帰宅困難者		買い物客等																																																																							
	従来の帰宅困難率	新しい帰宅困難率	従来の帰宅困難率	新しい帰宅困難率																																																																						
真庭市	2,116	1,220	0	0																																																																						
岡山県	140,823	133,882	18,748	18,902																																																																						
従来の帰宅困難率： 帰宅距離10km 以内の人は全員が帰宅可能 20km 以上の人は全員が帰宅困難 その間は1km 長くなるごとに帰宅可能性が10%ずつ低減 新しい帰宅困難率： (帰宅困難率%)＝ (0.0218×外出距離km) ×100																																																																										
21	15	-	2 南海トラフ巨大地震（略） 岡山県においても、これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生している。最も最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に約70年が経過している。 文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が70～80%とされており、経年的に発生確率は高まっている。 このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等にかんがみて、ソフト対策も有効に組み合わせて着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。	2 南海トラフ巨大地震（略） これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に約 70 年以上が経過している。 政府の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が70～80%とされており、経年的に発生確率は高まっている。 このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等に鑑みて、ソフト対策も有効に組み合わせて着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。	表現の適正化																																																																					
22	2	-	第1節 自立型の防災活動の促進 市の実施機関 危機管理課・都市住宅課・生涯学習課・学校教育課	第1節 自立型の防災活動の促進 市の実施機関 危機管理課・まちづくり推進課・生涯学習課・学校教育課	組織改正																																																																					

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
23	10	-	(1) 実施主体 [市] Ⅰ 市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	(1) 実施主体 [市] Ⅰ 市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	表現の適正化
26	5	-	3 対策 (略) また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。 (略)	3 対策 (略) また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。 (略)	「令和３年７月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）」及び「第３次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた修正
29	16	-	2 基本方針 ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。	2 基本方針 ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。	表現の適正化
29	26	-	(1) ボランティアの養成・登録 [市] 市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。 また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。	(1) ボランティアの養成・登録 [市] 市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、市社会福祉協議会との役割分担等について、市地域防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。 また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。 [県、市] 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	防災基本計画の修正 「防災教育・周知啓発ワーキンググループ災害ボランティアチーム提言」を踏まえた修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
30	13	-	(2) ネットワーク化の推進 [県、市] 市及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。	(2) ネットワーク化の推進 [県、市] 市及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 また、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。	防災基本計画の修正を踏まえ災害中間支援組織の役割を明記
30	33	-	2 基本方針 (略) また、防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に努める。	2 基本方針 (略) また、防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障がいのある人など、要配慮者の参画の促進に努める。	表現の適正化
32	1	-	第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進 市の実施機関 危機管理課・都市住宅課・建設課・水道課・消防団	第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進 市の実施機関 危機管理課・まちづくり推進課・建設課・上下水道課・消防団	組織改正 表現の適正化
32	22	-	1 現状と課題 近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。(略)	1 現状と課題 近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。(略)	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
33	27	-	(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 [市] (略) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 また、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (略) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)	(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 [市] (略) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。 また、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (略) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)	防災基本計画の修正 防災基本計画の修正 防災基本計画の修正 表現の適正化 表現の適正化 防災基本計画の修正
34	39	-	[住民] 避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、居住地の市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努める。	[住民] 避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、居住地の市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努める。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
35	6	-	(2) 福祉避難所の確保 (略) その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した、地域における身近な福祉避難所、老人福祉施設及び障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる、地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。 (略) (福祉避難所の施設整備の例) ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化 (略)	(2) 福祉避難所の確保 (略) その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した、地域における身近な福祉避難所、老人福祉施設及び障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる、地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。 (略) (福祉避難所の施設整備の例) ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化 (略)	表現の適正化
35	27	-	(3) 防災知識の普及 [市] 市は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。(略) さらに、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。 (略)	(3) 防災知識の普及 [市] 市は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。(略) さらに、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。 (略)	表現の適正化
36	14	-	第8項 物資等の確保計画 市の実施機関 危機管理課・産業政策課・水道課	第8項 物資等の確保計画 市の実施機関 危機管理課・産業政策課・上下水道課	表現の適正化
41	2	-	第1項 災害応急体制整備計画 市の実施機関 危機管理課・都市住宅課・消防本部・消防団	第1項 災害応急体制整備計画 市の実施機関 危機管理課・まちづくり推進課・消防本部・消防団	組織改正
42	21	-	(3) 市町村及び防災関係機関の体制整備 (新設)	(3) 市町村及び防災関係機関の体制整備 ウ 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。	防災基本計画の修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
43	30	-	(4) 防災関係機関相互の連携 キ (略) また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に 避難勧告等 の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。	(4) 防災関係機関相互の連携 キ (略) また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に 避難指示等 の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。	災害対策基本法の改正を踏まえた修正
44	5	-	(新設)	ス 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。	「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」を踏まえた修正
44	9	-	(新設)	セ 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。	「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」を踏まえた修正
44	11	-	(新設)	ソ 県は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。	死者、行方不明者の氏名等公表のための手続きの整理・明確化について追記
44	13	-	(新設)	タ 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。	防災基本計画の修正
44	32	-	2 基本方針 (略) また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。 市、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をWebサイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の 充実を図る。	2 基本方針 (略) また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、 定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築 等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。 市、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をWebサイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等 も用いて伝達の多重化、多様化を図る。	防災基本計画の修正 表現の適正化
45	11	-	(1) 防災関係機関の通信手段の整備 イ 市及び県は、地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを 構築 するよう努める。	(1) 防災関係機関の通信手段の整備 イ 市及び県は、地震計等観測機器の 維持・整備 に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを 維持・整備 するよう努める。	表現の適正化
45	16	-	(新設)	オ 市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。	防災基本計画の修正
45	18	-	オ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。	カ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。	番号の繰り下げ

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
45	25	-	(オ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等	(オ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に 耐震性があり、かつ 浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等	表現の適正化
45	26	-	カ 非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。	(削除)	前項の内容と重複（オ、カ（ウ）、カ（オ））
47	2	-	(4) 応急対策時の情報収集・連絡 ウ 市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び 非常本部 等を含む防災関係機関への共有を図る。	(4) 応急対策時の情報収集・連絡 ウ 市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び 政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。） を含む防災関係機関への共有を図る。	災害対策基本法の改正を踏まえた修正
47	25	-	(1) 組織体制の整備 市 及び 県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、 防災、医療機関 相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。（略）	(1) 組織体制の整備 市、県 及び関係事業者 は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、 「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め 、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。（略）	「多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（救助人材育成）の中間とりまとめ」を踏まえた修正
48	3	-	(2) 住民等による救助活動のための条件整備 [市] 市は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の 普及 及び訓練を行うとともに、消防団に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。	(2) 住民等による救助活動のための条件整備 [市] 市は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の 普及及び 訓練を行うとともに、消防団に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。	表現の適正化
48	14	-	2 基本方針 災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、D M A T 県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。	2 基本方針 災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療 福祉 調整本部、地域災害保健医療 福祉 調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、D M A T 県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。	調整本部の改組
49	22	図	◎ 医療体制 一般 県民 への災害医療の普及・啓発	◎ 医療体制 一般 市民 への災害医療の普及	表現の適正化
50	26	-	(4) 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備 医療機関は、次の災害予防対策 に 実施に努める。	(4) 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備 医療機関は、次の災害予防対策 の実施 に努める。	表現の適正化
51	24	-	第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 実施機関 危機管理課・建設課・ 都市住宅課 ・教育総務課・生涯学習課	第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 実施機関 危機管理課・建設課・ まちづくり推進課 ・教育総務課・生涯学習課	組織改正
52	10	図	◎ 指定緊急避難場所の整備等 救 指定緊急避難場所の指定	◎ 指定緊急避難場所の整備等 指定緊急避難場所の指定	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
54	8	-	3 対策 (略) また、大規模域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	3 対策 (略) また、大規模 広 域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	脱字の修正
55	13	-	(2) 避難訓練の実施 [多数が利用する施設等の管理者] 大型小売店、駅、地下街、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練 を 実施に努める。	(2) 避難訓練の実施 [多数が利用する施設等の管理者] 大型小売店、駅、地下街、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練 の 実施に努める。	表現の適正化
55	32	図	◎ 指定避難場所の設置 指定避難所における生活物資等の	◎ 指定避難場所の設置 指定避難所における生活物資等の 確保	表現の適正化
56	11	-	(1) 指定避難所の指定・周知 (略) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な 障害者 等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。(略)	(1) 指定避難所の指定・周知 (略) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な 障がい者、医療的ケアを必要とする者 等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 (略)	表現の適正化 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえた修正 防災基本計画の修正、記載場所の移動
57	6	-	(2) 指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 (略)	(2) 指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、 ガス設備 、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 (略)	防災基本計画の修正 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正
58	1	-	(4) 避難所設置マニュアルの策定 エ その他開設責任者の業務	(4) 避難所設置マニュアルの策定 キ その他開設責任者の業務	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
58	16	-	2 基本方針 (略) また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるなど適切な対応を行う。 (略)	2 基本方針 (略) また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、適切な対応を行う。市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。 (略)	表現の適正化 「防災教育・周知啓発ワーキンググループ災害ボランティアチーム提言」を踏まえた修正 防災基本計画の修正
60	29	-	第8項 地域防災活動拠点整備計画 市の実施機関 危機管理課・建設課・都市住宅課	第8項 地域防災活動拠点整備計画 市の実施機関 危機管理課・建設課・まちづくり推進課	組織改正
62	2	-	(1) 拠点施設の耐震化 [市、県、指定地方公共機関、その他重要な施設の管理者] 緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。	(1) 拠点施設の耐震化 [市、県（危機管理課、総務部、県民生活部、保健医療部、子ども・福祉部、土木部、県警察、教育庁）、指定地方公共機関、その他重要な施設の管理者] 緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。	表現の適正化
62	8	-	(2) 道路啓開の迅速化 [市、県、西日本高速道路、本州四国連絡高速道路、県警察]	(2) 道路啓開の迅速化 [市、県（土木部）、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察]	表現の適正化
62	14	-	(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保 [市、県、指定公共機関等、その他重要な施設の管理者]	(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保 [市、県（危機管理課、県民生活部、土木部）、指定公共機関等、その他重要な施設の管理者]	表現の適正化
62	24	-	(4) その他環境整備等 [市、県（危機管理課、県民生活部、保健福祉部）]	(4) その他環境整備等 [市、県（危機管理課、県民生活部、子ども・福祉部、産業労働部）]	組織改正
64	12	-	(2) 応援に係る事項・機関 応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。	(2) 応援に係る事項・機関 応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。	表現の適正化
65	20	-	◎広域支援体制の確立 県及び市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。 (略)	◎広域支援体制の確立 市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。 (略)	表現の適正化
69	2	-	第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画 市の実施機関 建設課・危機管理課・都市住宅課・消防本部	第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画 市の実施機関 建設課・危機管理課・まちづくり推進課・消防本部	組織改正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
69	18	-	1 現状と課題 (略) このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊等により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障害のある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪ともいべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備が重要であり、総じて地震・津波に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。	1 現状と課題 (略) このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊等により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障がいのある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪ともいべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備が重要であり、総じて地震・津波に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。	表現の適正化
70	11	-	2 基本方針 (略) また、県、市は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性向上に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。(略)	2 基本方針 (略) また、県、市は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、市土の安全性向上に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。(略)	表現の適正化
71	12	-	(1) 防火地域等の指定 都市計画区域内は、今後も必要に応じて、防火地域、準防火地域を指定するとともに、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。都市計画区域外においても、この考え方で建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。	(1) 防火地域等の指定 市内の都市計画区域内には、防火地域、準防火地域の指定はないが、都市計画区域内外にかかわらず建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。	表現の適正化
74	12	-	(2) 基本方針 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）のうち、耐震性不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。 (略)	(2) 基本方針 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。 (略)	表現の適正化
74	26	-	(3) 対策 (略) さらに、震度4以上の地震が発生した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。	(3) 対策 (略) さらに、震度4以上を観測した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。	表現の適正化
79	3	-	第3 電気施設 [中国電力(株)岡山支社]	第3 電気施設 [中国電力ネットワーク株式会社]	表現の適正化
79	5	-	(1) 現状と課題 阪神・淡路大震災以降、電力設備、事業所建物等の耐震性を中心に調査・検討を行ってきた。その結果、各設備とも概ね阪神・淡路大震災クラスの地震に対して耐震性が確保されているが、一部耐震対策を必要とする設備について計画的に改修を進めている。 また、全国的に資源エネルギー庁・電気事業連合会などの各種検討会で耐震対策等が検討されている。これによると、現行の基準は概ね妥当であるが、一部基準の整備が必要なもの、また、他法令（消防法、建築基準法など）の改正への対応が必要なものがあるので、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ対策を講じる。	(1) 現状と課題 東日本大震災等の過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、必要な対策はおおむね実施できている。完了していない対策についても、計画的に進めている。また、国が公表した南海トラフ巨大地震の想定に対する対策検討を行い、減災の考え方も取り入れ、必要に応じた対策を進めている。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
79	10	-	(2) 基本方針 (方向性) ア 電力設備等の耐震性調査の結果、阪神・淡路大震災クラスの地震に対して、耐震性が確保されていることが確認でき、基本的には現行基準がおおむね妥当であることが判明した。 イ 現行基準の制定以前に設置されたものは現行基準レベルを満足するよう、補強・改修を計画している。また、耐震性基準が整備されていないものについては、基準の改訂等に合わせて設備対策を検討する。 ウ 現在進められている全国規模における検討状況及び関連法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。	(2) 基本方針 電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。	表現の適正化
84	26	-	(3) 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方について、具体的に示す。	(3) 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方について、具体的に示す。	表現の適正化 防災基本計画の修正
87	3	-	(3) 輸送対策 [県(消防保安課)、県警察、消防機関] 警察は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。	(3) 輸送対策 [県(消防保安課)、県警察、消防機関] 県、県警察、消防機関は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。	表現の適正化
87	24	-	第7項 地盤災害予防計画 市の実施機関 建設課・都市住宅課	第7項 地盤災害予防計画 市の実施機関 建設課・まちづくり推進課	組織改正
88	8	図	◎ 地盤災害の予防計画 - 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の - 液状化危険地域の予防計画 - 造成地の予防計画 - 土地利用の適正化	◎ 地盤災害の予防計画 - 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の予防計画 - 液状化危険地域の予防計画 - 造成地の予防計画 - 土地利用の適正化	字句の訂正
88	12	-	(1) 急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画	(1) 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の予防計画	表現の適正化
90	21	-	3 対策 1 注意体制（1号） 県下（真庭市を除く。）で震度4以上の地震が観測されたとき。その他危機管理監が必要と認めたとき、本庁舎内に災害対策連絡室を設置し、地震情報の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整える。	3 対策 1 注意体制（1号） 地震により県下（真庭市を除く。）で震度4以上の地震が観測されたとき。または、県下（真庭市を除く。）で長周期地震動階級2以上の地震動が観測されたとき。その他危機管理監が必要と認めたとき、本庁舎内に災害対策連絡室を設置し、地震情報の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整える。	表現の適正化 防災気象情報の強化を踏まえた修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
90	27	-	2 警戒体制（２号） 市内で震度４の地震が観測されたとき。その他副市長が必要と認めたとき、本庁舎内、各振興局内に警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制を整える。	2 警戒体制（２号） 地震により市内で震度４の地震が観測されたとき。または、市内で長周期地震動階級３の地震動が観測されたとき。その他副市長が必要と認めたとき、本庁舎内、各振興局内に警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制を整える。	表現の適正化 防災気象情報の強化を踏まえた修正
90	32	-	3 特別警戒体制（３号） 市内で震度５弱の地震が観測されたとき。その他市長が必要と認めたとき、本庁舎内、各振興局内に特別警戒本部を設置し情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに非常体制（４号）に移行できる体制を整える。	3 特別警戒体制（３号） 地震により市内で震度５弱の地震が観測されたとき。または、市内で長周期地震動階級４の地震動が観測されたとき。その他市長が必要と認めたとき、本庁舎内、各振興局内に特別警戒本部を設置し情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに非常体制（４号）に移行できる体制を整える。	表現の適正化 防災気象情報の強化を踏まえた修正
91	6	-	4 非常体制（４号） 市内で震度５強以上の地震が観測されたとき。地震に伴う大規模な災害（災害救助法の適用）が発生し、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、真庭市災害対策本部、真庭市現地災害対策本部を設置して応急活動に対応する体制とする。	4 非常体制（４号） 地震により市内で震度５強以上の地震が観測されたとき。地震に伴う大規模な災害（災害救助法の適用）が発生し、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、真庭市災害対策本部、真庭市現地災害対策本部を設置して応急活動に対応する体制とする。	表現の適正化
92	4	-	（１）緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けている。 （注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	（１）緊急地震速報（警報） 気象庁は、最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域（県南部、県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち震度６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。 （注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。	表現の適正化 防災気象情報の強化を踏まえた修正
92	14	-	（２）地震情報 地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報をすみやかに発表する。	（２）地震情報 気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度や長周期地震動階級のデータを収集して、その地震に関する情報をすみやかに発表する。	表現の適正化 防災気象情報の強化を踏まえた修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
92	18	図	(1) 岡山地方気象台からの伝達	(1) 岡山地方気象台からの伝達	表現の適正化 伝達系統の変更
92	20	-	注) ア [] 内は、通知方法を示す。 [防]：防災情報提供システム [オ]：オンライン イ 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。	県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。	組織体制見直しに伴う修正 表現の適正化
93	2	-	(2) その他機関の伝達（参考） ア_西日本高速道路(株)の伝達	(2) その他機関の伝達（参考） 西日本高速道路(株)の伝達	表現の適正化
93	3	図			表現の適正化
95	4	-	(1) 市の情報の収集・連絡、県への連絡 (新設)	(1) 市の情報の収集・連絡、県への連絡 工 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。	「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」を踏まえた修正
95	6	-	工 市は、市内において「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。) (略)	オ 市は、市内において「震度5強」以上を観測する地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。) (略)	表現の適正化
95	9	-	オ 震度6弱以上の地震を観測した場合は、発災後速やかに行政機能の確保状況(市行政機能チェックリスト)を県に報告する。	カ 震度6弱以上の揺れを観測した場合は、発災後速やかに行政機能の確保状況(市行政機能チェックリスト)を県に報告する。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																				
96	1	図	(2) 収集・連絡体制	(2) 収集・連絡体制	表現の適正化																																																				
97	1	-	第4項 災害救助法の適用	第4項 災害救助法の適用・運用	表現の適正化																																																				
97	32	表	(2) 救助の種類及び実施者 <table><tr><th>救助の種類</th><th>実施者</th></tr><tr><td>医療及び助産</td><td>県</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td></td></tr><tr><td>生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与</td><td></td></tr><tr><td>避難所の供与</td><td>市</td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td></td></tr><tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td></td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td></td></tr><tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td></td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td></td></tr><tr><td>埋葬</td><td></td></tr><tr><td>死体の捜索及び処理</td><td></td></tr><tr><td>被害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td><td></td></tr></table>	救助の種類	実施者	医療及び助産	県	応急仮設住宅の供与		生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与		避難所の供与	市	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		被災者の救出		被災した住宅の応急修理		学用品の給与		埋葬		死体の捜索及び処理		被害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		(2) 救助の種類及び実施者 <table><tr><th>救助の種類</th><th>実施者</th></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td></td></tr><tr><td>医療及び助産</td><td>岡山県知事</td></tr><tr><td>生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与</td><td></td></tr><tr><td>避難所の供与</td><td></td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td></td></tr><tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td></td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td></td></tr><tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>真庭市長</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td></td></tr><tr><td>埋葬</td><td></td></tr><tr><td>死体の捜索及び処理</td><td></td></tr><tr><td>被害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td><td></td></tr></table>	救助の種類	実施者	応急仮設住宅の供与		医療及び助産	岡山県知事	生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与		避難所の供与		炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		被災者の救出		被災した住宅の応急修理	真庭市長	学用品の給与		埋葬		死体の捜索及び処理		被害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		表現の適正化
救助の種類	実施者																																																								
医療及び助産	県																																																								
応急仮設住宅の供与																																																									
生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与																																																									
避難所の供与	市																																																								
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給																																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与																																																									
被災者の救出																																																									
被災した住宅の応急修理																																																									
学用品の給与																																																									
埋葬																																																									
死体の捜索及び処理																																																									
被害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去																																																									
救助の種類	実施者																																																								
応急仮設住宅の供与																																																									
医療及び助産	岡山県知事																																																								
生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与																																																									
避難所の供与																																																									
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給																																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与																																																									
被災者の救出																																																									
被災した住宅の応急修理	真庭市長																																																								
学用品の給与																																																									
埋葬																																																									
死体の捜索及び処理																																																									
被害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去																																																									
98	3	-	(3) 適用基準 [県（保健福祉部）]	(3) 適用基準 [市、県（危機管理課、子ども福祉部）]	表現の適正化、県担当課の追加、組織改正																																																				
98	19	-	(新設)	カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。	災害救助法の改正																																																				

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																
101	12	図	◎ 廃棄物処理体制整備計画	◎ 自衛隊災害派遣要請	表現の適正化																																																
101	22	-	(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 イ 災害派遣命令者 陸上自衛隊第 1 3 特科隊長	(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 イ 災害派遣命令者 陸上自衛隊中部方面特科連隊第 3 大隊長	組織体制見直しに伴う修正																																																
101	32	-	(2) 災害派遣部隊等の活動範囲 ウ 避難者等の搜索救助	(2) 災害派遣部隊等の活動範囲 ウ 遭難者等の搜索救助	表現の適正化																																																
102	6	-	ケ 炊飯及び給水 被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。	ケ 給食及び給水 被災者に対し、給食及び給水を行う。	表現の適正化																																																
102	8	-	(新設)	コ 入浴支援 入浴施設の開設などにより、入浴の支援を行う。	最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正 番号の繰り下げ 番号の繰り下げ 表現の適正化																																																
102	10	-	コ～サ (略)	サ～シ (略)																																																	
102	15	-	セ その他	ス その他																																																	
102	21	表	(3) 災害派遣の自衛官の権限 <table><tr><td></td><td>措置権限</td><td>根拠条文</td><td>関連規定</td></tr><tr><td rowspan="5">災害対策基本法</td><td>ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令</td><td>第 6 3 条第 3 項</td><td></td></tr><tr><td>イ 他人の土地、建物等の一時使用等</td><td>第 6 4 条第 8 項</td><td>通常生ずべき損失の補償 8 2 条</td></tr><tr><td>ウ 現場の被災工作物等の除去等</td><td>第 6 4 条第 8 項</td><td>除去した工作物等の保管 6 4 条 9 項</td></tr><tr><td>エ 住民等を応急措置の業務に従事させること</td><td>第 6 5 条第 3 項第 3 項</td><td>従事した者に対する損害の補償 8 4 条</td></tr><tr><td>オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置</td><td>第 7 6 条の 3</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">自衛隊法</td><td>ア 警察官がその場にいらない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいらない場合に救助等のための立入 ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助</td><td>第 9 4 条</td><td>警察官職務執行法 4 条及び 6 海上保安庁法 第 1 6 条</td></tr></table>			措置権限	根拠条文	関連規定	災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第 6 3 条第 3 項		イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第 6 4 条第 8 項	通常生ずべき損失の補償 8 2 条	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第 6 4 条第 8 項	除去した工作物等の保管 6 4 条 9 項	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第 6 5 条第 3 項第 3 項	従事した者に対する損害の補償 8 4 条	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第 7 6 条の 3		自衛隊法	ア 警察官がその場にいらない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいらない場合に救助等のための立入 ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助	第 9 4 条	警察官職務執行法 4 条及び 6 海上保安庁法 第 1 6 条	(3) 災害派遣の自衛官の権限 <table><tr><td></td><td>措置権限</td><td>根拠条文</td><td>関連規定</td></tr><tr><td rowspan="5">災害対策基本法</td><td>ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令</td><td>第 6 3 条第 3 項</td><td></td></tr><tr><td>イ 他人の土地、建物等の一時使用等</td><td>第 6 4 条第 8 項</td><td>通常生ずべき損失の補償 第 8 2 条</td></tr><tr><td>ウ 現場の被災工作物等の除去等</td><td>第 6 4 条第 8 項</td><td>除去した工作物等の保管 第 6 4 条 9 項</td></tr><tr><td>エ 住民等を応急措置の業務に従事させること</td><td>第 6 5 条第 3 項</td><td>従事した者に対する損害の補償 第 8 4 条</td></tr><tr><td>オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置</td><td>第 7 6 条の 3 項</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">自衛隊法</td><td>ア 警察官がその場にいらない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいらない場合に救助等のための立入 ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助</td><td>第 9 4 条</td><td>警察官職務執行法 第 4 条及び第 6 条 海上保安庁法 第 1 6 条</td></tr></table>		措置権限	根拠条文	関連規定	災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第 6 3 条第 3 項		イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第 6 4 条第 8 項	通常生ずべき損失の補償 第 8 2 条	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第 6 4 条第 8 項	除去した工作物等の保管 第 6 4 条 9 項	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第 6 5 条第 3 項	従事した者に対する損害の補償 第 8 4 条	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第 7 6 条の 3 項		自衛隊法	ア 警察官がその場にいらない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいらない場合に救助等のための立入 ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助	第 9 4 条	警察官職務執行法 第 4 条及び第 6 条 海上保安庁法 第 1 6 条
	措置権限	根拠条文	関連規定																																																		
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第 6 3 条第 3 項																																																			
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第 6 4 条第 8 項	通常生ずべき損失の補償 8 2 条																																																		
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第 6 4 条第 8 項	除去した工作物等の保管 6 4 条 9 項																																																		
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第 6 5 条第 3 項第 3 項	従事した者に対する損害の補償 8 4 条																																																		
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第 7 6 条の 3																																																			
自衛隊法	ア 警察官がその場にいらない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいらない場合に救助等のための立入 ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助	第 9 4 条	警察官職務執行法 4 条及び 6 海上保安庁法 第 1 6 条																																																		
		措置権限	根拠条文	関連規定																																																	
	災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第 6 3 条第 3 項																																																		
イ 他人の土地、建物等の一時使用等		第 6 4 条第 8 項	通常生ずべき損失の補償 第 8 2 条																																																		
ウ 現場の被災工作物等の除去等		第 6 4 条第 8 項	除去した工作物等の保管 第 6 4 条 9 項																																																		
エ 住民等を応急措置の業務に従事させること		第 6 5 条第 3 項	従事した者に対する損害の補償 第 8 4 条																																																		
オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置		第 7 6 条の 3 項																																																			
自衛隊法	ア 警察官がその場にいらない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいらない場合に救助等のための立入 ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助	第 9 4 条	警察官職務執行法 第 4 条及び第 6 条 海上保安庁法 第 1 6 条																																																		
	104	8	-	(6) 災害派遣部隊の受入れ	(5) 災害派遣部隊の受入れ																																																
	104	38	-	(7) 災害派遣に伴う経費の負担区分	(6) 災害派遣に伴う経費の負担区分																																																
107	5	-	(2) 負傷者の応急手当 [消防機関、自衛隊] 消防機関及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班または医療機関へ搬送する。	(2) 負傷者の応急手当 [消防機関、自衛隊] 消防機関及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班または医療機関へ搬送する。																																																	

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
109	4	-	2 基本方針 災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、保健医療班の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。	2 基本方針 災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。	調整本部の改組
109	27	-	(2) 救護所の設置・救護班の編成 [市] (略) また、必要に応じて、地域災害医療本部に対して救護班の派遣を要請する。	(2) 救護所の設置・救護班の編成 [市] (略) また、必要に応じて、地域災害保険医療福祉調整本部に対して救護班の派遣を要請する。	表現の適正化 調整本部の改組
109	29	-	[消防機関] 消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害医療本部に対してD M A Tの出勤を要請する。	[消防機関] 消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してD M A Tの出勤を要請する。	調整本部の改組
110	11	-	(4) 効率的な医療の実施 [医療機関] 医療機関は、あらかじめ策定したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。 なお、医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。 ア (略) イ (ア) ～ (ウ) (略)	(4) 効率的な医療の実施 [医療機関] 医療機関は、あらかじめ策定したBCPやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。 ア 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行う。 イ 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。 ウ 被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。 エ 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療福祉調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。 なお、医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。 ア (略) イ (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をB C Pに記載する。	表現の適正化 調整本部の改組
110	35	-	(5) 人工透析・難病患者等への対応 [市、県（保健福祉部）]	(5) 人工透析・難病患者等への対応 [市、県（保健医療部）]	組織改正
110	36	-	県及び市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。	市及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。	表現の適正化
111	2	-	(6) 小児・周産期医療への対応 [市、県（保健福祉部）]	(6) 小児・周産期医療への対応 [市、県（保健医療部）]	組織改正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
111	27	-	(1) 搬送手段の確保 [市] 市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、地域災害医療本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。(略)	(1) 搬送手段の確保 [市] ア 市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保険医療福祉調整本部、地域災害保険医療福祉調整本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。(略) イ 市は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図ることとする。	表現の適正化 調整本部の改組 表現の適正化
111	37	-	[医療機関] 医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害医療本部に調整を要請する。	[医療機関] 医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療福祉調整本部に調整を要請する。	調整本部の改組
115	22	-	(2) 指定避難所の開設 (略) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。(略)	(2) 指定避難所の開設 (略) 市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。(略)	表現の適正化
116	6	-	(5) 広域避難 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。(略)	(5) 広域避難 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。(略)	表現の適正化
116	22	-	(6) 広域一時滞在 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。(略)	(6) 広域一時滞在 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。(略)	表現の適正化
117	10	-	2 基本方針 (略) さらに、市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。	2 基本方針 (略) さらに、市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
117	17	-	3 対策 (略) この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。	3 対策 (略) この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した N P O ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。	「防災教育・周知啓発ワーキンググループ災害ボランティアチーム提言」を踏まえた修正 防災基本計画の修正
118	8	-	(3) 生活環境への配慮 (略) ・(略) また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。 (略)	(3) 生活環境への配慮 (略) ・(略) また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。 (略)	表現の適正化
118	39	-	(4) 保健・福祉面の対応 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。(略)	(4) 保健・福祉面の対応 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタルケアの必要がある。(略)	表現の適正化
128	17	図	◎ 物資の受入れ、集積、配分 情物資の配布方法	◎ 物資の受入れ、集積、配分 物資の配布方法	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
130	1	図	(4) 物資の配付方法 物資等のルート	(4) 物資の配付方法 物資等のルート	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
131	13	-	2 基本方針 県、市及び日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされる要配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 また、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。	2 基本方針 市及び県、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等のボランティア団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。	防災基本計画の修正 表現の適正化 防災基本計画の修正 表現の適正化
131	32	-	◎ボランティアの受入体制 〔社会福祉協議会〕 市社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。（略）	◎ボランティアの受入体制 〔社会福祉協議会〕 市社会福祉協議会は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。（略）	表現の適正化
132	13	-	（新設）	〔災害中間支援組織〕 災害中間支援組織は、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。	防災基本計画の修正
133	30	-	（2）福祉避難所の開設 〔市〕 指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。	（2）福祉避難所の開設 〔市〕 指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。	表現の適正化
134	38	-	（5）避難後の対応 オ 避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。	（5）避難後の対応 オ 避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
135	23	-	2 基本方針 県及び市は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。(略) その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。 (略)	2 基本方針 市及び県は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。(略) その際、障がいのある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。 (略)	表現の適正化
136	22	-	(1) 被災者への情報伝達 (新設)	(1) 被災者への情報伝達 [市、県（危機管理課、子ども福祉部）] 障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。	防災基本計画の修正
139	20	-	2 基本方針 (略) なお、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。 また、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。	2 基本方針 (略) なお、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。 また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。	「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえた修正
140	19	-	3 対策 [市] (略) なお、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。 (略)	3 対策 [市] (略) なお、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達あっせんを要請する。 (略)	表現の適正化
141	34	-	2 基本方針 ④ 柩、骨壺、ドライアイス等の確保体制	2 基本方針 ④ 棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保体制	表現の適正化
142	17	-	◎ 遺体の搜索・処理 ア 遺体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保 (イ) (略) なお、迅速に対応するため、搜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。 (略)	◎ 遺体の搜索・処理 ア 遺体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保 (イ) (略) なお、迅速に対応するため、搜索・処理体制、資機材（棺、骨つぼ、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。 (略)	表現の適正化
142	37	-	オ 遺体の埋火葬 市は、実際に埋火葬を行う者に、柩、骨壺等の現物を給付する。	オ 遺体の埋火葬 市は、実際に埋火葬を行う者に、棺、骨つぼ等の現物を給付する。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
143	3	図	第8項 災害時廃棄物等応急処理計画 市の実施機関 環境衛生班・コスモスクリーンセンター・グリーンセンターまにわ・真庭北部クリーンセンター・し尿処理施設旭水苑	第8項 災害時廃棄物等応急処理計画 市の実施機関 環境衛生班・コスモスクリーンセンター・グリーンセンターまにわ・し尿処理施設旭水苑	施設の集約化
147	21	-	3 対策 市は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立し、当該市町村独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。 (略)	3 対策 市は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立し、当該市町村独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。 (略)	表現の適正化
147	34	-	3 対策 [県（保健福祉部）]	3 対策 [県（保健医療部）]	組織改正
154	15	-	第3 電気施設応急対策計画 [中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社] イ 災害時における危険予防措置 電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。	第3 電気施設応急対策計画 [中国電力ネットワーク株式会社] イ 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。	表現の適正化
154	31	-	エ 災害時における広域運営 他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。	エ 災害時における広域運営 (ア) 被害発生に伴い、中国エリアの供給力に不足が生じた場合は、国、電力広域的運営推進機関、他の一般送配電事業者等と連携し、供給力確保に努める。 (イ) 非常災害時において、他一般送配電事業者等からの応援もしくは連携を必要とする場合、災害時連携計画に則り、資機材の融通及び復旧応援を要請する。	表現の適正化
155	1	-	オ 災害復旧 (略) なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。ア__災害における応急工事等電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。	オ 災害復旧 (略) なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。	表現の適正化
155	36	-	第4 電気通信施設応急対策計画 [西日本電信電話株式会社（岡山支店）] オ 情報共有 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。	第4 電気通信施設応急対策計画 [西日本電信電話株式会社（岡山支店）] オ 情報共有 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	防災基本計画の修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
157	11	-	(1) 応急仮設住宅の供与 [市・県（保健福祉部、土木部）] イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (ア) 建設による供与 a 建設基準 ② 建設の規模等 1 戸当たりの面積及び費用は、岡山県災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）別表第1に定める基準とする。 (略)	(1) 応急仮設住宅の供与 [市・県（子ども・福祉部、土木部）] イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (ア) 建設による供与 a 建設基準 ② 建設の規模等 1 戸当たりの面積及び費用は、岡山県災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。 (略)	組織改正 災害救助法施行細則の改正を踏まえた修正
157	36	-	③ 建設着工時期及び供与期間 災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、完成の日から2年以内とする。	③ 建設着工時期及び供与期間 災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の改正を踏まえた修正
158	19	-	(2) 被災住宅の応急対策 [市・県（保健福祉部、土木部）]	(2) 被災住宅の応急対策 [市・県（子ども・福祉部、土木部）]	組織改正
158	24	-	ア 被災住宅の応急修理 (イ) 応急修理の内容 (新設) a 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。 b 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から3カ月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。）	ア 被災住宅の応急修理 (イ) 応急修理の内容 a 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。 b 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から3カ月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。）	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部変更を踏まえた修正
159	19	-	(4) 公営住宅への一時入居 [市・県（土木部）] イ 入居基準 住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。	(4) 公営住宅への一時入居 [市・県（土木部）] イ 入居基準 住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊したり災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。	表現の適正化
159	27	-	(5) 住宅応急支援窓口の設置 [市・県（土木部）] 県は、市との連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、相談業務を行う。 (略)	(5) 住宅応急支援窓口の設置 [市・県（土木部）] 県は、市との連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、市や「災害時における被災住宅の建築相談に関する協定」の締結団体による相談業務の支援を行う。 (略)	「災害時における被災住宅の建築相談に関する協定」を踏まえた修正
160	26	図	◎ 情公共施設等応急復旧対策計画	◎ 公共施設等応急復旧対策計画	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
161	7	-	(2) 各公共施設毎の応急復旧計画 〔市・国・県（農林水産部、土木部）・その他公共施設管理者〕 ア 河川施設の応急対策 （ア）市、県及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。	(2) 各公共施設毎の応急復旧計画 〔市・国・県（農林水産部、土木部）・その他公共施設管理者〕 ア 河川施設の応急対策 （ア）市、県及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートで覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。	表現の適正化
161	35	-	(3) 交通施設の応急復旧計画 〔市・国・県（県民生活部、土木部）・西日本高速道路㈱、県警察・西日本旅客鉄道㈱岡山支社〕	(3) 交通施設の応急復旧計画 〔市・国・県（県民生活部、土木部）・西日本高速道路㈱、県警察・西日本旅客鉄道㈱中国統括本部〕	組織再編に伴う修正
163	6	-	第1節 復旧・復興計画 被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。	第1節 復旧・復興計画 被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。	表現の適正化
163	13	-	2 （略）併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。	2 （略）併せて、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。	表現の適正化
163	18	-	4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。	4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。	「復旧・復興支援技術職員派遣制度に関する要綱」を踏まえた修正
163	26	-	1 基本方針 （略） 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 （略）	1 基本方針 （略） 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 （略）	防災基本計画の修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
165	17	-	(6) 迅速なり災証明書の交付 災害の状況を迅速かつ確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 (略) 罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。 効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。	(6) 迅速なり災証明書の交付 災害の状況を迅速かつ確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。 (略) り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速なり災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。 効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。	表現の適正化
165	35	-	[市・県] ◎ 被災者等の生活再建等の支援 (7) 情報、サービスの提供等 (略) 市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。	[市・県] ◎ 被災者等の生活再建等の支援 (7) 情報、サービスの提供等 (略) 市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。	防災基本計画の修正
167	14	-	1 基本方針 甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることにかんがみ、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。	1 基本方針 甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。	表現の適正化
168	2	-	第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画 市の実施機関 危機管理課・建設課・農林土木課・子育て支援課・環境課・下水道課・水道課・教育委員会	第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画 市の実施機関 危機管理課・建設課・子育て支援課・環境課・上下水道課・教育委員会	表現の適正化
168	10	図	◎ 災害復旧事業に伴う政援助・助成計画	◎ 災害復旧事業に伴う 財政 援助・助成計画	表現の適正化
168	25	-	(1) 法律等により一部負担又は補助するもの ア 法律 (ケ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	(1) 法律等により一部負担又は補助するもの ア 法律 (ケ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (以下、「天災融資法」という。)	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
168	34	-	(2) 激甚災害に係る財政援助措置 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この項において「激甚法」という。)に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなり、その対象は次のとおりとなり、県及び市町村は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。	(2) 激甚災害に係る財政援助措置 激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなり、その対象は次のとおりとなり、県及び市町村は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。	表現の適正化
169	35	-	エ その他の財政援助措置 (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	エ その他の財政援助措置 (カ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	表現の適正化
170	20	-	(1) 個人被災者への融資等 [市・社会福祉協議会] (略) エ 災害援護資金の貸付け(市) (略) オ 生活福祉資金の貸付け(県社会福祉協議会) (略) カ 母子福祉資金の貸付け(・市) (略) キ 公的負担の免除等(・市) (略) ク り災証明の交付(市) 市は、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者に対してり災証明を交付する。 ケ 被災者への広報(市) (略)	(1) 個人被災者への融資等 [市・社会福祉協議会] (略) ウ 災害援護資金の貸付け(市) (略) エ 生活福祉資金の貸付け(県社会福祉協議会) (略) オ 母子福祉資金の貸付け(市) (略) カ 公的負担の免除等(市) (略) キ り災証明書の交付(市) 市は、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者に対してり災証明書を交付する。 ク 被災者への広報(市) (略)	表現の適正化